

⑩『農林水産業』国家戦略特区等提案検討要請回答

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等 の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・関 係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1 シンフォニー	後継者及び推定相続人がいない農家、または後継者及び推定相続人が農業に従事していない農家、もしくは後継者及び推定相続人が生前贈与及び相続を辞退することを表明している農家から親族以外の個人に農地の権利を移行する際の要件緩和特例提案	農業へ参入したい企業を始良市に誘致し、始良市内の畜産業を活かし、農業の活性化と雇用の創出ならびに移住者による人口の増加を図るとともに「稼げる農業」の見本となる「モデル農業」を始良市で実現する。	農業に従事している実子や推定相続人がおらず、担い手も農業の後継者もないため今後は始良市において数多くの農地が遊休地になると思われる。始良市の農家の中には、始良市内で唯一黒豚を畜産している農家、唯一黒毛和牛を畜産している農家などもあり、そのいずれも、担い手不足や後継者がいない問題を抱えすでに農地の過半が遊休地となっている。彼らはすでに80歳を超える高齢者で、後継者がいないまま死亡した場合、始良市から畜産業が滅する危機に直面している。私は飲食店として彼らと取引があり、普段から相談を聞き、共に後継者を探してきましたが、未だ見つかっていない。その一番の理由は、「この若者に私の農場を任せたい。若い方の新しい発想で、この農場を活かした6次産業などを展開してもらいたい。」と思える若者が見つかった場合に、「この農場を継いでらえませんか?」とお願いしても「農地が広ければその分贈与税は多くなってしまう」「納稅猶予の特例が適用される条件(推定相続人であることなど他)に当てはまらない」農業には興味があるけど今の職場を直ちに辞めなければならない(個人が農地を取得する条件に農作業に常時従事しなければならないとある)など条件というハードルが高く、断られ続けている。	農業経営基盤強化促進法第12条 農業経営基盤強化促進法第14条 の4 農業経営基盤強化促進法第6条第1項及び第2項第2号	農地の権利が移行される日までに經營が滞ることなく引き継がれる状態を整えることを前提条件とし、後継者及び推定相続人がいない農家、または後継者及び推定相続人が農業に従事していない農家、もしくは後継者及び推定相続人が生前贈与及び相続を辞退することを表明し約束している農家に限って、親族以外の個人に農地の権利を移行できるものとし、納稅猶予の特例が適用されることとし、この場合に限って農地の権利取得者の条件を推定相続人ではなくてもよい及び、農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していくなくてもよい及び、農業委員会の証明時に担い手となっていくてもよい及び、常時農作業に従事しながらよいことを認める特例緩和措置	農林水産省	<p>担い手の経営基盤を強化するため、農業基本法の制定以降、担い手への農地の集積を進めてきたところです。一方、担い手が農地を相続する場合、農地価格の高騰に伴う相続税の負担が大きいため、相続税の納入のために農地を切り売りせざるを得ない事態が生じていました。こうした中、担い手の農地の細分化を防止し経営基盤の脆弱化を防ぐため、昭和50年より、農地の相続税の納稅猶予の特例を設けています。</p> <p>また、病気や怪我等を理由に、生前に担い手への農地を一括贈与する場合にも対応できるよう、相続税の納稅猶予の特例と併せて、農地の贈与税の納稅猶予の特例を設けています。</p> <p>このように、贈与税の特例については、担い手への農地集積という政策目的を実現する観点から設けているものであるため、御提案の「担い手ではない推定相続人に農地を贈与する場合」も本特例の対象とすることは困難です。</p> <p>また、農業者の減少・高齢化が加速する一方、農地の分散錯園の状況にある中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長化を図るために、分散錯園の状況を解消し、農地の集約化を進めていく必要があります。</p> <p>その際、個々の相対取引を重ねても地域の農地利用の望ましい姿(農地の集約化)を実現することは困難です。</p> <p>このため、本年5月、「農業経営基盤強化促進法等」を改正し、市町村による「人・農地プラン」を法定化し、地域の農地の将来像を目標地図として明確化した上で、目標地図に位置付けられた受け手に対し、農地バンクの活用を通じて、農地の集約化等を進めていくとしたところです。</p> <p>御提案の「当事者間(相対)による贈与の場合」も贈与税の特例を設けることは、農地バンクを通じて農地の集約化を実現するという政策の方向性に反するため困難です。</p> <p>推定相続人がいない場合には、目標地図に位置付けられた受け手(推定相続人以外の第三者)に貸し付けられることになりますが、農地の借受者には相続税・贈与税ともに課税されることはありません。</p> <p>また、推定相続人がいない場合の農地については、最終的には国庫に帰属することになり、相続税は発生しません。</p> <p>なお、当事者間により推定相続人ではない第三者に対する宅地を贈与する場合も、税負担の回避を防止する観点から贈与税を軽減する特例はありません。この点からしても、御提案の農地について贈与税の特例とすることは困難です。</p> <p>御提案の「農作業への常時従事要件の撤廃」については、本要件が地主制の復活を防止する観点から耕作者ではない者による権利取得を排除するために設けられたものであるため困難です。</p>
2 シンフォニー	施設に隣接しない第1種農地に従業員向け住宅、管理棟、駐車場の設置	特定の者が利用する施設を設置した6次産業事業	「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含まれない。	農地法第4条及び 第5条の許可に関する法律	契緊の課題である担い手不足や耕作放棄地等の解消を図ろうとする国家戦略特区において、体験農園、農家レストラン、農林漁業体験民宿滞在型市民農園のいずれかを設置して6次産業化をする場合に限り従業員向け住宅、管理棟、駐車場の設置を許可する。	農林水産省	<p>第1種農地は、集団的に広がりがあるなど良好な営農条件を有する優良な農地であることから、原則として農地転用を認められないところです。</p> <p>ただし、農業関係施設の用に供される場合や地域の農業振興に資する施設等については、第1種農地であっても例外的に農地転用を可能としています。</p> <p>今回御提案のあった施設についても、「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」として整備する場合のほか、既存集落に接続して設置する場合や6次産業化に資する施設として地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置づけられた場合には、第1種農地であっても例外的に許可が得られる可能性があることから、施設の設置を予定している自治体とよくご相談願います。</p>